

商品概要説明書

教育ローン（一般型A）

（2025年4月1日現在）

商品名	教育ローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満76歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方。 ○教育施設（修業年限が6か月以上（外国の教育施設は3か月以上）の次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） c 高等学校、高等専門学校、中学校、小学校 d 特別支援学校の高等部、中等部、初等部 e その他職業能力開発校などの教育施設 ○生活の本拠が定まっている方（農業以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から3か月以内にお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等。 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	○1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め最長15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。
借入利率	○【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。

担保	○不要です。														
保証人	○当 J A が指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。														
保証料	○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例：金利 1.80% の場合）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>4,883</td><td>23,186</td><td>46,654</td><td>70,822</td></tr></table> ②分割後払 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.90% です。					お借入期間	1 年	5 年	10 年	15 年	保証料（円）	4,883	23,186	46,654	70,822
お借入期間	1 年	5 年	10 年	15 年											
保証料（円）	4,883	23,186	46,654	70,822											
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.3 %</td></tr></table>					団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.3 %						
団体信用生命共済（保険）名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.3 %														
9 大疾病補償保険	○団体信用生命共済のご加入に加えて、ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 6 %														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融課(電話：0 9 4 3－2 3－1 5 2 2)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A リスク管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：0 9 2－7 9 1－1 8 4 0） 北九州法律相談センター（電話：0 9 3－5 6 1－0 3 6 0） 久留米法律相談センター（電話：0 9 4 2－3 0－0 1 4 4）														
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。														

	○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
--	---

J A ふうおか八女